

共済金お支払いまでの流れ

事故発生!

速やかにNOSAIへご連絡下さい。
(連絡が遅れますと免責がかかる場合があります。)

加入者

NOSAI

■事故発生の通知 ①

損害の算定のため、NOSAIの事故確認まで事故に遭われた共済目的の撤去処分や修理は行わないようにお願いします。

■必要書類の準備・提出 ③

- ・修理見積書等
- ・共済金支払請求書

■事故確認 ②

- ・現地調査
- ・事故状況等聞き取り
- ・修理業者からの聞き取り

■損害額の算定 ④

- ・事故審査 ・免責額の審査
- ・損害額の確定

共済金のお支払い ⑤

●NOSAI からのお願い

注意喚起情報

次の場合には、速やかにお近くの地域センターへご連絡ください。

- ご加入された農機具が万が一事故が発生した場合。事故報告により、事故現場や農機具の破損状況、破損部品等を確認いたします(修理前の写真が必要です)。事故報告が遅れますと、免責の対象となりますのでご注意ください。
- 廃棄、譲渡、買替え等や加入申込書記載事項に変更が生じた場合。

■お申し込み、お問い合わせは最寄りのNOSAIへ

東部地域センター

〒410-2124 伊豆の国市原木857-2
TEL:055-949-1063 FAX:055-949-6424
〒412-0039 御殿場市かまど1083-1
TEL:0550-82-3038 FAX:0550-82-2934
〒418-0021 富士宮市杉田1230-5
TEL:0544-25-8100 FAX:0544-25-8101

中東遠地域センター

〒437-0056 袋井市小山20-1
TEL:0538-42-2816 FAX:0538-42-2997

西遠地域センター

〒433-8104 浜松市北区東三方町242-1
TEL:053-438-3480 FAX:053-438-3481

業務管理センター

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13
TEL:054-251-3511 FAX:054-255-0741

中部地域センター

〒427-0019 島田市道悦5丁目3-15
TEL:0547-37-1751 FAX:0547-37-1760
〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13
TEL:054-333-9066 FAX:054-333-9067

LINE NOSAI 静岡
LINE アカウント
友だち登録受付中!

NOSAI 静岡からのお知らせや、静岡の農業に関する情報を配信しています。LINE でのお問い合わせもお気軽にどうぞ。

安心のネットワーク
NOSAI 静岡

<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

農業を守る、あなたのパートナーも守りたい

農機具共済

防霜ファン・施肥管理システム(ECネット)の共済です



のうきくん

NOSAIの農機具共済で しっかりと経営をサポート!

加入できる防霜ファン等

所有または管理している未使用で設置した防霜ファン、施肥管理システム(ECネット)が加入できます。
(中古防霜ファン等については加入条件があります。)

加入できない防霜ファン等

- 販売や試験研究等に使用及び営業を目的とするもの
- 地滑り、護岸決壊、山崩れ等の発生が明らかな場所に設置されているもの
- すでに事故が発生していたり、共済事故の発生することが相当な確実さをもって見通されるもの

補償期間(責任期間)

共済掛金を納めた日の午後4時から1年間です。
共済掛金の納入は、☐座振替 をお願いいたします。

補償額(共済金額)

新調達価格(新品価格)を上限に次の範囲内で設定、ご加入いただけます。
制御盤ごとに5万円から1,500万円
ただし、耐用年数7年を超えた防霜ファン等は補償額(共済金額)の引受制限(新調達価格の50%)があります。
(中古で取得した場合は購入価格まで)

◆新調達価格の設定基準について

新調達価格は、ファン1基当たり30万円を基準として算出します。また、設置金額がわかる場合はその設置金額とします。

◆中古取得の場合の共済金額

中古取得した防霜ファン等を加入する場合は、付保割合条件付実損てん補特約を付さなければ加入できません。
中古取得価格又は時価額のいずれか低い額が共済金額の上限となります。

復旧義務について

損害を受けた農機具は、1年以内に復旧(修理)しなければなりません。
1年以内に復旧(修理)を行わなかった場合、時価基準で算出した損害額をもとに共済金をお支払いします。

対象となる事故

落雷、風害、火災、衝突、接触、盗難による盗取又はき損、獣害並びに地すべり、土砂崩れ等の自然災害です。
(地震・噴火・津波による損害は補償対象になりません。)



共済掛金

■防霜ファン、施肥管理システム(ECネット)							
	1万円当り掛金	50万円	100万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円
基本掛金	81.00	4,050	8,100	24,300	40,500	81,000	121,500
臨時費用特約掛金	92.10	4,605	9,210	27,630	46,050	92,100	138,150
※付保割合条件付実損填補特約掛金	175.67	8,783	17,567	52,701	87,835	175,670	263,505

※約定割合40%の場合

共済金の支払

$$(\text{損害額} \times 1 - \text{免責額} \times 2) \times \frac{\text{補償額(共済金額)}}{\text{新調達価格}} = \text{災害共済金}$$

- ※1 損害額は、損害発生直前の状態に復旧するための費用をいいます。(損害額には修理工賃を含みます)
- ※2 事故発生の通知が遅れた場合免責があります。([免責基準](P7)をご覧ください。)
新調達価格までご加入いただければ十分な補償が得られますが、満額加入で無い場合は加入割合に応じて共済金が支払われます。

■防霜ファンの損害額について(落雷事故の場合)
共済事故以外の部品代については、損害額から除いて計算をしてお支払いいたします。

ファンモーター一式	工賃	出張費	消費税	合計①	
120,000円	15,000円	6,000円	14,100円	155,100円	

羽根 首振り架台 計 消費税 合計② 差引額①-②(正味損害額)

40,000円	43,500円	83,500円	8,350円	91,850円	63,250円
---------	---------	---------	--------	---------	---------

被害を受けない部分 ※消費税:10%の場合

支払いの対象外としているもの

- 逆回転によるモーターの焼き付け
- 申請費、試運転費、調査費、運転調整費等
- サーマル復旧費のみの費用
- 修理工賃以外の乗せ替え工賃
- ファンモーターのリード線のみの復旧費

例

耐用年数の7年を過ぎ、10年経過した防霜ファンにおいて、新調達価格が300万円、補償額(共済金額)150万円(新調達価格の50%)で稼働中に共済事故となり、損害額が30万円となる場合

$$30\text{万円} \times \frac{150\text{万円}}{300\text{万円}} = 15\text{万円} \dots\dots \text{災害共済金}$$

※責任期間中の共済事故は何回でもお支払いいたします。ただし、災害共済金の合計額は補償額(共済金額)を限度とし、補償額(共済金額)を超えた時点で契約は消滅いたします。

特約オプション プラスアルファでリスクに備える

付保割合条件付実損てん補特約

この特約は、新調達価額までの加入ができない防霜ファン等について、共済価額(新調達価額)に約定割合をつけ、一定条件を満たすことで共済金額を限度に損害額(免責額を除く。)を満額補償することができます。

- 耐用年数(7年)を超え、5年未満の防霜ファン等(新設年月より12年未満)
- 新調達価額が1基当たり1,500万円を超える防霜ファン等
- 中古で取得した防霜ファン等

約定割合※	100%	80%	60%	40%
経年減価残存率		80%~99%	60%~79%	40%~59%
100万円当たり掛金	8,100円	9,791円	12,488円	17,567円

お支払い例



防霜ファン等
新品200万円
落雷の事故で
30万円の損害

	購入から7年未満	7年以上12年未満		12年以上
		特約あり	特約なし	
掛金	16,200円	17,567円	8,100円	8,100円
補償額(共済金額)	200万円	100万円	100万円	100万円
共済金	30万円	30万円	15万円	15万円
自己負担額	0万円	0万円	15万円	15万円

共済金額を限度に損害額をお支払いします。但し、加入割合や免責などにより減額されることもあります。

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{補償額(共済金額)}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合} \times 100}$$

※約定割合とは、共済目的となる防霜ファン等についてどの程度補償を付けるかを取り決める契約方式で、その補償額に対する付保割合をいいます。

※相当の維持管理がなされ、現に使用されている防霜ファン等については、その経年減価残存率の下限を50%とすることができます。

臨時費用担保特約

損害共済金に加えて、損害に伴う臨時の費用として次の共済金をお支払いします。

●臨時費用共済金

補償額(共済金額)×損害割合×10%を加算してお支払いします。

●傷害費用共済金

1. 共済事故により200日以内に死亡、または後遺障害を被ったとき
1名ごとに共済金額の30% (1回の事故につき50万円限度)
2. 共済事故により30日以上入院加療を要したとき
1名ごとに共済金額の5% (1回の事故につき20万円限度)

※災害共済金が支払われない場合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金もお支払いできません。

自動継続特約

加入時にこの特約を付けると毎年の更新手続きが不要となり、同内容の契約が自動継続されます。更新手続きの忘失による責任期間の中断が防止できます。

無事故割引・有事故割増料率制度

- 加入者の掛金負担と共済金支払の公平性を図るため、加入制御盤ごとに前契約の共済金支払いの有無により掛金の割引・割増を設定します。
 - 初めて加入する場合は、基本等級の4等級が適用されます。
 - 前2年間事故がなければ、次の契約時に割引が適用され掛金が安くなります。
 - 前契約で共済金の支払いがあった場合は、次の契約時はその防霜ファン等の掛金が高くなります。
 - 新たに防霜ファン等を更新する場合は、加入している防霜ファン等の等級により決定します。
- ※制御盤1基ごとの設定となります。

共済金額100万円当たりの等級別掛金(防霜ファン等)

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
掛金	24,300円	20,250円	14,580円	8,100円	7,776円	7,452円

割増 ← 基本等級 → 割引

共済金額1万円当たり掛金

(単位:円)

防霜ファン・ 施肥管理システム		約定割合 (適用範囲)	100% (100%)	80% (80%~99%)	60% (60%~79%)	40% (40%~59%)
		約定係数	1.000	1.247	1.645	2.393
割増区分	1 等級	3.0	243.0	293.73	374.64	527.01
	2 等級	2.5	202.5	244.775	312.200	439.175
	3 等級	1.8	145.8	176.238	224.784	316.206
基本等級	4 等級	1.0	81.0	97.91	124.88	175.67
割引区分	5 等級	0.96	77.76	93.9936	119.8848	168.6432
	6 等級	0.92	74.52	90.0772	114.8896	161.6164



古い農機具の損害額について

生産を終了し、部品等の供給が打ち切りとなった農機具については修理が不可能となり、新たに購入する場合がありますが、この場合の損害は部品供給があったと想定し、損害額を算定します。部品の金額がわからない場合は、類似品(同等部品)で算出します。

また、事故状況、事故内容を勘案し評価会委員と協議し損害額を決定することとします。

ご契約の皆様へ【金融サービス提供法等に基づく重要事項の説明】

この「説明書」は、農機具共済への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款及び特約条項をご参照ください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。
「注意喚起情報」：お申込みに際して加入者の不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

契約概要のご説明

- 共済の仕組み**
農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ行政庁の指導・監督のもと、安定した事業の運営が行われる仕組みとなっています。
共済関係の成立について
 - 農機具共済の仕組み**
農機具共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。
(注)「5. 共済金をお支払いする場合」を参照して下さい。
 - 加入資格者**
組合の管内に住所を有し、農業に従事する者。
 - 加入申込みと契約の成立**
農機具共済への契約は、ご加入いただく方が所有または管理している未使用で取得した農機具（中古農機具は加入条件があります。）を農機具共済加入申込書に必要事項を記入・署名または押印して申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。
加入申込書には事実をありのまま、正確に記入するようにお願いします。また、提出後、記入内容の誤りに気づいたときは速やかにご連絡願います。
- 補償契約条件の内容**
 - 契約の単位**
農機具1台（又は一式）ごとの契約となります。
 - 共済金額の設定**
 - 共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。
 - 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額いっぱいに設定してください。共済金額が新調達価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。
 - 共済金額の設定条件**
 - 農機具共済の最高限度額は1台1,500万円です。
 - 共済金額の設定は、1台ごとに5万円以上で、1万円単位となります。
補償の対象(共済目的)
補償の対象は、加入者が所有または管理する未使用の状態で取得された農機具及び付属装置です。
 - 付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。
 - 中古農機具にご加入いただく場合は、「付保割合条件付実損填補特約」の付帯が必要になります。
- 共済責任期間**
農機具損害共済
 - 農機具損害共済の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
 - ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までに共済掛金等をお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
 - 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金等をお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。
- 共済掛金等に関する事項**
 - 共済掛金等は、共済金額、農機具の機種や用途、付帯する特約などにより決まります。詳しくは組合までお問い合わせください。
 - 共済掛金等の払込み方法には、口座振替のほか、組合の口座への振込み、現金支払などの方法があります。加入申込の際にお申出ください。
- 共済金(災害共済金)をお支払いする場合**
 - 災害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。
火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取若しくはき損、獣害又は第三者行為による不可抗力のき損。衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故。台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます)及び落雷による損害を除きます。)
 - 災害共済金のお支払額
農機具損害共済の災害共済金のお支払い額は、損害の額に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。なお、損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。また、農機具共済は、新調達(再取得)価額までを補填する仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。
ただし、災害救助法が適用された区域において、同法の適用となる災害により損害が生じた農機具について、3年を限りその期間を延長することができます。
 - 耐用年数を超えるなど、修理部品の供給が無く修理不能の場合
部品が存在すると仮定して業者から修理見積書を提出していただき、損害額の算出基礎とします。
 - 修理金額を記載した見積書の内容を確認し、損害額を算出します。
 - 部品の金額がわからないものがある場合は、類似品(同等部品)で算出した見積書を提出していただきます。
このほか事故状況、事故内容によって別途評価会委員と協議し、決定するものとします。
- 共済金をお支払いしない場合**
 - 次に掲げる損害に対しては、災害共済金を支払いません。
 - 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
 - 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
 - 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害
 - 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
 - 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害
 - 故障(偶然な外來の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます)。
 - 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害。
 - 消耗部品にのみ発生した損害
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
 - 地震等によって生じた損害、(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)
 - 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
 - 損害額が農機具新調達価額の5%又は10,000円のいずれか少ない額に満たない場合
 - 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。
 - 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
 - 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
 - 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
 - 共済金の請求手続きを行行使うことができる時から3年間行使しない場合
 - 免責事項
事故内容、事故通知遅延、事故回数等によっては損害額から免責額が差引かれて支払われます。
差引かれる免責額は、損害額×免責割合で算出されます。具体的な免責割合については、組合にお問い合わせください。

- 付帯できる特約及びその概要**
付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特 約 の 名 称	特 約 の 概 要	ご 留 意 事 項
付保割合条件付実損填補特約	主に中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま損害共済金としてお支払いいたします。 耐用年数を過ぎて5年間は選択で加入できます。	共済掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。
臨時費用担保特約	災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対してお支払いいたします。(臨時費用共済金) 入院加療並びに死亡又は後遺傷害に伴う費用に対してお支払いいたします。(傷害費用共済金)	臨時費用:補償額×被害率×10% 傷害費用:死亡・後遺症は1回の事故につき50万円限度、入院は1回の事故につき20万円が限度
自動継続特約	毎年の更新手続きの必要がなく、責任期間を任意の年数で自動継続いたします。	共済掛金等は毎年お支払いいただけます。

- 組合の解散時等の取扱い**
組合は、解散せざるをえなくなった場合、農業保険法では、契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金等を加入者に払い戻しいたします。
ただし、財務状況によっては、その金額が削減されることがあります。

注意喚起情報のご説明

- 告知義務等**
 - ご契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項)**
 - 契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
 - 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。
 - ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)**
 - ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。
 - ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
 - ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- 事故が起こった場合の手続き等**
 - 事故が起こった場合の手続き**
 - 事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
 - ご契約者は組合から請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
 - 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
 - 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。
 - 共済金支払後の共済契約**
 - 災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。
- 損害防止義務**
 - 共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
 - 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。
- 重大事由による解除**
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
 - 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと。
 - 組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合
- 超過共済による共済金額の減額**
 - ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
 - ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。
- 掛金等の返還・共済掛金等の追加**
 - 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金の返還又は共済掛金等の追加請求をいたします。
 - 解除の理由によっては、共済掛金を返還しない場合があります。

免 責 基 準

- 免責対象事故**

免 責 対 象 項 目	免責割合	備考
加入者が所有し、運転する車両又は積載物の衝突・接触により共済目的が損傷した損害(自損事故)	100%	
故意又は重大な過失(法令違反等)	100%	

- 工 賃**
 - 修理工賃は、1時間当たり6,000円とします。(防霜ファンについては別途基準工賃表によるものとします。)
 - 防霜ファンの損害価格査定については、別途標準価格表によるものとします。
 - 出張旅費は、1人3,000円を限度とします。
 - 修理にかかる運搬費用については半額免責とします。

- 年2回以上の共済事故(同一共済目的に限る)**

適 用	免責割合
共済責任開始日を基準に年2回の事故	10%
共済責任開始日を基準に年3回以上の事故	30%

※防霜ファンについては、「共済責任開始日」を「4月1日」とします。

- 免責取扱いに係る留意事項**
 - 免責すべき損害額＝損害額×免責割合
 - 2つ以上免責が重なった場合は、加算して割合を適用します。
 - 事故状況、事故内容によって上記を適用できないもので免責の必要があるものについては、別途評価会委員と協議し決定するものとします。

【個人情報取り扱いについて】

- ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」といいます)につきましては、当組合が、引受の判断、共済金の支払、共済契約の維持・管理、各種サービスの提供・充実を行なうために利用(以下「利用目的」といいます)します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合の実施する他の共済事業の案内のため、業務に必要な範囲で利用することがあります。
- 法令により、必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の保険・共済との支払分担を行なう場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。